

丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業 -公募型プロポーザル実施要領-

1 目的

丹波市（以下「本市」という。）では、2050年までに市域から排出される二酸化炭素を実質ゼロ（ゼロカーボン）とすることを目指すため、令和4年12月27日に、「丹波市ゼロカーボンシティ宣言」を丹波市長と丹波市議会議長の連名で表明した。

充電インフラ整備により、電気自動車（以下「EV」という。）をはじめとする次世代自動車の普及を図り、丹波市ゼロカーボンシティの実現を進めることを目的とする。

本事業を実施する事業者の選定については、公募型プロポーザル方式により行うこととし、その実施方法等必要な事項を本実施要領に定めるものとする。

2 事業の概要

（1）事業の名称

丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業（以下「本事業」という。）

（2）事業の内容

本事業は、EVが利用可能な急速充電設備（配線等の附帯設備を含む。以下「EV充電設備」という。）の整備について、事業者を公募型プロポーザル方式により選定し実施するものとする。

本事業は、本市が所有する施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては、EV充電設備の現設備撤去、設計、設置工事、維持管理、EV充電設備の利用システム等の整備・運用、事業終了後の撤去費用等の必要な経費のすべては、事業者が負担するものとする。

なお、本事業の詳細は、別紙「丹波市電気自動車用急速充電設備更新事業（公募型プロポーザル仕様書）」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（3）事業の期間

ア 利用開始時期

（ア）EV充電設備は令和8年3月31日までに利用開始するものとする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

（イ）具体的な時期は本市と事業者との協議により決定するものとする。

（ウ）仕様書の「3 事業の概要（2）④丹波市役所 市島支所」については、上記（ア）に関わらず市島複合施設（仮称）の供用開始に合わせるものとする。

イ 事業期間

事業期間は、EV充電設備の利用を開始した日から起算して5年以上の年数とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備の維持管理及び運営を行うものとする。

なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとし、協議の結果、事業を終了することとなった場合は、事業者の負担により本事業のために設置したすべてのEV充電設備を撤去するとともに設置場所の原状回復を行うものとする。

(4) 行政財産の使用料

EV 充電設備を設置する用地に係る行政財産の目的外使用料については、丹波市行政財産の使用料徴収条例（平成 16 年 11 月 1 日条例第 55 号）第 6 条第 4 号の規定に基づき、免除するものとする。

3 事業者選定の方法

公募型プロポーザル方式により、本事業を受託するに最も適した事業者を選定するものとする。

4 参加資格条件

本プロポーザルに参加できる者は、本事業に関する実績と能力がある事業者で、仕様書等の趣旨を理解し、参加意向申出書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

- (1) 日本国内に本社を有する法人。
- (2) 本プロポーザルへの参加意向申出書提出時点で、丹波市長から丹波市指名停止基準（平成 18 年 11 月 1 日告示第 778 号）で規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く）であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (5) 次に掲げるものが、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
 - ア 本事業に係る評価委員会の委員
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員ではないが、同上第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者若しくは暴力団に資金及び武器を配給する等として、その組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与する者。
- (6) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (8) その他公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 参加・企画提案にかかる質問の受付及び回答

本件に係る質問は、質問書（様式 6）を電子メール（容量上限 10MB）で提出すること。

※電話での質問は不可

(1) 質問できる者

本要領、仕様書、作成要領及び審査基準に対して質問のできる者は、「4 参加資格条件」を満たしている者で、かつ参加意向申出書（様式1）を提出したもの又は提出する意思のある者とする。

(2) 提出期限 令和6年12月16日（月）正午まで

(3) 提出先 丹波市生活環境部環境課脱炭素推進係

電子メール：kankyou@city.tamba.lg.jp

※件名を「【プロポーザル質問書】EV充電設備（急速）更新事業」とし、添付ファイルとして送信すること。なお、送信後は必ず到達の確認を電話で行うこと。

(4) 回答方法

令和6年12月17日（火）午後1時頃に本市のホームページに回答を掲載する。

6 参加意向申出書・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は下記に示す関係書類を期日までに提出すること。

(1) 参加意向申出書

ア 提出書類 各1部

(ア) 参加意向申出書（様式1）

(イ) 会社概要書（様式2）

(ウ) 業務実績書（様式3）

(エ) 暴力団排除誓約書・役員一覧表（様式4）

(オ) 市の入札参加資格に登録していない事業者については、必要な書類を本事業にかかる事務局へ提出すること。※以下のリンク先を参照のこと

<https://www.city.tamba.lg.jp/shigoto/nyusatsu/nyusatsu/2/4273.html>

〔物品・役務〕

(2) 企画提案書

ア 企画提案書の作成については、仕様書等を参照のうえ、次により提出すること。

(ア) 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

(イ) 提出書類

a 提案書（様式7）

b 企画提案書（任意様式）

実施要領及び仕様書に示す事業内容等について、提案内容を記載すること

c 事業実施体制（任意様式）

事業従事者の実績や有資格、事業の分担内容について記載すること

d 工程表（スケジュール）（任意様式）

(3) 提出期限

令和6年12月23日（月）正午必着

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合、受付時間は原則として、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで及び土日祝日を除く）とする。

※郵送の場合は、書留など直接の受け取りとなる方法で提出すること。

※郵送の場合は、事前に提出先へ連絡することとし、郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

(5) 提出先

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市生活環境部環境課脱炭素推進係

7 スケジュール（予定）

項 目		日 程
実施要領等の公表		令和6年12月12日（木）
参加・企画提案に関する質問	受付	令和6年12月12日（木）から 令和6年12月16日（月）正午まで
	回答	令和6年12月17日（火）午後1時頃
参加・企画提案関係書類の提出締め切り		令和6年12月23日（月）正午必着
参加資格確認結果の通知 企画提案審査の日程案内 書類審査結果の通知 ※実施した場合		令和6年12月24日（火）
企画提案審査（オンライン）の実施		令和6年12月26日（木）
企画提案審査結果の通知及び公表		令和7年1月7日（火）
契約の締結		令和7年1月下旬

8 現地調査

事務局立会のもとでの現地調査は実施しないため、プロポーザルに参加しようとする事業者は、必要に応じて独自に現地調査を実施できるものとする。

9 受託候補者の選定方法

(1) 選定方法等

ア 審査の実施方法は、公募型プロポーザル方式とする。

イ 審査は、別に定める作成要領及び評価基準に基づき、企画提案審査を実施する。

ウ 企画提案審査はオンラインで実施する。

エ 審査の結果、総合評価点が最も高い者を最優秀提案者とする。

オ 審査の結果、総合評価点が最も高い者が2者以上ある時は、作成要領及び評価基準により決定する。

カ 参加者が4者以上の場合は、企画提案審査前に書類審査を実施し、3者程度を事務局で選定する。

キ 書類審査結果の通知は、書類審査を実施した場合のみ行う。

ク 参加資格事業者が1者の場合でも審査を実施し、評価委員会において最低水準点を満たし、適切な事業者であるかを審査する。

(2) 企画提案審査について

ア 日時：令和6年12月26日（木）（予定） ※時間等詳細は別途通知する。

イ 場所：オンラインによる実施

ウ 企画提案内容

1者あたり40分以内とする（事業者による企画提案、評価委員会による質疑応答それぞれ20分以内）。

エ 企画提案の留意事項

（ア）当日の出席者は3名までとし、担当者として選任予定の者は可能な限り出席すること。

（イ）企画提案の順番は、提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

（ウ）資料は事前に提出のあった提案書とし、追加資料の受付はしない。

（エ）提出のあった提案書の内容と著しく異なる企画提案は評価対象としない。

（オ）企画提案及び評価委員会は非公開とする。

（カ）企画提案及び評価委員によるヒアリングは、本市において録音・録画を行う。
なお、提案者による録音、録画は禁止とする。

10 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、当該の応募事業者は失格とする。

（1）本プロポーザルにおいて、提出すべき書類について提出期限を守らなかった場合。

（2）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（3）本実施要領に違反した場合。

（4）公正を欠いた行為があったとして評価委員会が認めた場合。

（5）正当な理由なく企画提案審査に応じなかった場合。

（6）契約締結日までに参加資格条件を欠く事態が生じた場合。

（7）その他、評価委員会が社会通念に照らし、失格にあたる事由があると認めた場合。

11 契約締結日

令和7年1月下旬予定

最終的な契約内容については、受託候補者として選定された事業者と丹波市生活環境部環境課事務局が契約締結に向けて協議・調整し、最終的な事業内容を確定するものとする。よって、提案内容のまま契約を締結するものではない。

なお、総合評価点の最も高かった最優秀提案者と協議し、合意できなかった場合は、次点の提案者との協議を行う。また、以降も同様とする。

12 その他

- (1) 事業者は、参加意向申出書等の書類の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 事業者から実施要領等に基づき提出される提案書等関係書類の著作権は、原則として当該事業者に帰属する。
- (4) 提出書類等は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (5) 提出書類等は、必要に応じて複製（庁内及び評価委員会での使用に限る。）することがある。
- (6) 提出書類等について、丹波市情報公開条例（平成 16 年丹波市条例第 9 号）に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 提出後の提出書類の修正等は、明らかな間違い、軽微な修正を除き、その提出期限内においてのみ可能とする。
- (8) 提出書類等の追加提出を求めた場合には、迅速に応じること。
- (9) 事業者が企画提案審査を辞退するときは、必ず、参加辞退届（任意様式）を提出すること。
- (10) 選定結果は、企画提案審査に参加した全ての事業者に通知する。また、受託候補者の選定結果について、本市のホームページに公表するものとする。ただし、審査経緯は公表しない。
- (11) 選定結果等について不服及び異議申立てをすることはできない。
- (12) 履行の開始前において事業に必要な準備は、事業者の費用負担により行うこと。
- (13) 契約保証金・入札保証金は免除する。
- (14) 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (15) 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。この場合、提案者の損害は提案者の負担とする。

13 事務局

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地

丹波市生活環境部環境課脱炭素推進係（担当：村上、足立）

電話番号：0795-82-1290（直通）

電子メール：kankyou@city.tamba.lg.jp